

◎ 給与支払報告書(総括表)の記載例

★ 対象年度
 今回は、令和6年分(令和6年1月1日～令和6年12月31日支払)の給与等について報告いただくことになります。
 令和5年分以前の給与等に報告漏れや訂正があった場合は、この総括表の報告件数等には含めず、報告の年分が分かるよう区別して提出してください。

★ 給与支払者の名称又は氏名・所在地
 あらかじめ印字されている名称・所在地・法人番号等に修正や誤りがあれば朱書きで訂正し、給与支払報告書(個人別明細書)と同一の名称等を使用してください。
 また、個人事業主で屋号のみ印字されている場合は、給与支払者の氏名を朱書きで記入してください。
 なお、給与支払報告書や特別徴収に関する業務を外部に委託されている場合は、「特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書」により、委託先を送付先に設定することができます。
 特別徴収税額決定通知書は、上記のように市に届けている場合を除き、所在地が送付先になります。

★ 給報支払者の個人番号又は法人番号
 ・個人番号を記載する場合は、左端を空白にし、右詰で記入してください。
 ・法人番号が既に印字してある場合は、番号に誤りがないか確認してください。

★ 指定番号
 市において、提出された給与支払報告書及び事業所の情報を整理するために登録している7桁の番号です。

★ 再提出
 提出後に内容の変更や提出漏れがあり、再提出される場合は、訂正分または追加分にチェックをしてください。

★ 受給者総人員
 令和7年1月1日現在、給与の支払いを受けている人数(他市住者を含む)を記入してください。

令和7年度給与支払報告書(総括表) この総括表を御使用ください。

訂正分 追加分

(宛先) 防府市長													
令和 年 月 日 提出													
給与の支払期間	令和 年 月 分 から 月 分 まで												
給与支払者の個人番号又は法人番号	9	8	7	6	5	4	3	2	1	0	9	8	7
フリガナ	ホウフシヨウテン												
給与支払者の氏名又は名称	株式会社防府商店												
所得税の源泉徴収をしている事務所又は事業の名称	同上												
フリガナ	〒747-0809 寿町△番〇号												
同上の所在地	防府 一男												
給与支払者が法人である場合の代表者の氏名	防府 一男												
連絡者の氏名、所屬課、係名及び電話番号	氏名 防府 一男 (電話 (0835)-21-****)												
関与税理士等の氏名及び電話番号	氏名 税理士 周防太郎 (電話 (0835)12-****)												
事業種目	小売業												
受給者総人員	18 人												
報告人員	特別徴収対象者	6 人											
	普通徴収対象者(退職者)	1 人											
	普通徴収対象者(退職者を除く)	4 人											
報告人員の合計	11 人												
所轄税務署名	税務署												
給与の支払方法及びその期日													

打ち出し事項(事業所名称等)に変更・誤り等がありましたら赤字で訂正してください。
 ※前職分給与を合算している場合は給与支払報告書の摘要欄に前職の事業所名・支払金額・社保料・源泉徴収税額・退職年月日を記入してください。

★ 連絡先等
 この報告書に関する照会を行う場合に、対応される部署及び担当者の連絡先を記入してください。給与支払報告書(個人別明細書)にも同一の連絡先を記載してください。
 また、税理士・会計士等が対応される場合は、担当税理士・会計士の氏名・名称欄も記入してください。この場合、会社の連絡先は代表電話番号等としてください。

★ 報告人数
 ・特別徴収対象者
 令和7年度の市・県民税について、特別徴収を行う人
 ・普通徴収対象者(退職者)
 令和6年中に退職した人
 ・普通徴収対象者(退職者を除く)
 令和7年5月までに退職予定の人など
令和7年(2025年)1月1日現在、防府市在住の人について記入してください。

※提出時には、総括表の各報告人数と給与支払報告書の枚数が一致していることを確認の上、提出してください。
 なお、退職者の人数によっては、受給者総人員よりも報告人数の計の方が多くなる場合があります。

※令和6年中に、防府市在住の人に対する給与等の支払いがなかった場合は、報告人員の計の欄に「なし」又は「0」と記入して総括表のみ提出してください。

※ 給与支払報告書(個人別明細書)1枚にこの総括表をつけて、**令和7年1月31日**までに提出してください。
 ※ 他市在住者にかかる報告書については、それぞれの市区町村へ提出してください。
 ※ eLTAX(地方税電子申告システム)を利用される場合は、紙媒体の給与支払報告書は提出不要です。